

山陽小野田市農業委員会

第34回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

| | | |
|---------|-----|---------|
| 会 長 | 3 | 村 上 俊 治 |
| 会長職務代理者 | 1 4 | 松 村 孝 子 |
| 委 員 | 1 | 齊 藤 勇 |
| | 2 | 梶 田 智 志 |
| | 4 | 眞 鍋 喜久夫 |
| | 5 | 前 島 昭 博 |
| | 6 | 二 井 一 夫 |
| | 7 | 重 永 達 記 |
| | 8 | 山 本 シゲ子 |
| | 9 | 田 中 覺 |
| | 1 0 | 五十嵐 奨 |
| | 1 1 | 辻 村 勝 好 |
| | 1 2 | 村 上 雅 彦 |
| | 1 3 | 森 田 祐 三 |

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第140号 農地法第3条 権利の移動

議案第141号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第142号 現況証明願い

報告第63号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第64号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第143号 農用地利用集積計画について

報告第66号 非農地判定による通知について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>定刻になりましたので、只今より第 34 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の議事録署名は 1 番齊藤委員と 2 番梶田委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>なお、本日の総会も、新型コロナウイルス拡大防止のため、会議時間の短縮を図りたいと思います。委員の皆様へは、すでに文書により、議案等への質問について、事前通告をお願いしています。事前に通告のあった質問については、議案説明の中で回答することとし、本日の総会では質疑応答の時間は設けません。御協力の程よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 140 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>なお、番号 60 及び報告第 63 号水田埋立畑地造成事前申出番号 17 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 局長 | <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件です。</p> <p>議案第 140 号番号 60 及び報告第 63 号水田埋立畑地造成事前申出番号 17 について議案書をもとに一括して説明します。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 1,038 m²です。位置図は 2 ページ、公図は 3 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、市役所から北東へ約 2.5 k m に位置する農用地外の農地です。</p> <p>譲受人の耕作面積は 3,344 m²で、自作です。</p> <p>権利設定等の事由は農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、高齢の上、遠隔地に居住するため維持管理が困難となった譲渡人が応じたものです。</p> <p>譲受後は果樹を栽培する予定です。</p> <p>売買による所有権の移転となっております。</p> |

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に、報告第63号番号17について、説明いたします。

議案書23ページをご覧ください。申出人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は1,038㎡です。位置図は24ページ、公図は25ページをご覧ください。

申出地は、議案第140号番号60の申請地です。

本件は、届出人が所有する畑と隣接することから、約1.0m程度埋め立てて畑地にし、レモン、みかんをそれぞれ30本程度栽培しようとするものです。

次に現地調査報告をお願いします。

なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。

1番 現地調査報告をさせていただきます。現地の位置につきましては先程事務局から説明がありましたので省略いたします。4月6日に事務局2名と五十嵐委員、私の4名で現地調査をさせていただきました。周囲の状況は県道宇部船木線付近で耕地と休耕地が点在している地域でした。申請地の状況は、長期にわたり休耕地となっていました。雨水処理に関しては、自然流下で既設の排水路に流します。埋立法面の処理は平均1mの盛り土で法面は45度の傾斜で施工となっています。周辺農地へ進入路や水利の影響はありません。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第140号番号60に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

また、報告第63号番号17の審議を終了します。

次に番号61及び番号62については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第140号番号61及び番号62について議案書をもとに一括して説明いたします。

申請地は、市役所から北西へ約6.5kmに位置する農用地外の農地です。議案書1ページをご覧ください。番号61の譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりで、地目は田、面積は987㎡です。また、番号62の譲受人・譲渡人、土地の表示は、議案書記載のとおりで、地目は田、面積は2,277㎡です。位置図は4ページ、公図は5ページ

ジをご覧ください。

譲受人の耕作面積は 19,080 m²で、自作です。

権利設定の事由は、番号 62 は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、高齢により耕作が困難となり農業経営規模を縮小したい譲渡人が応じたもので、番号 61 については、隣接する農地を取得する同一集落内の譲受人が、譲渡人の農地を耕作した方が便宜上、効率的な農業を営むことができるため、譲受人の要望に応じたものです。

譲受後は水稻を栽培する予定です。

いずれも売買による所有権の移転となっております。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

10 番 現地調査報告をさせていただきます。4 月 6 日に事務局 2 名と齊藤委員、私の 4 名で現地調査を行いました。周辺の状況は集落の中の田となっております。申請地の状況は 3373-1 と 3374 が耕作中で、3274 が保全管理中でした。3274 の譲渡人は、高齢で耕作が困難なうえ、後継者もない事から譲渡するそうです。3373-1 と 3374 の譲渡人は、隣接の田が売買され、農機具の移動が困難になったことから譲渡するそうです。譲受人は 1.9ha を耕作中で経営規模を拡大したいとの事でした。以上で現地調査報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第 140 号番号 61 及び番号 62 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第 141 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件です。

議案第 141 号番号 144 について議案書をもとに説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 912 m²です。位置図は 7 ページ、公図は 8 ページ、土地利用図は 9 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約 1.0 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、資材置場の設置です。

申請の理由は、需要の拡大により資材置場を拡張したい譲受人の要望

に、高齢で管理ができず、後継者もいないため耕作が困難となった譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 番 現地の報告をさせていただきます。位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は市道に隣接し、休耕地が点在する農地となっていました。申請地の状況は以前申請した用地を増設する利用計画となっております。雨水処理に関しては、自然流下で既設の水路に排水します。汚水に関しては簡易汲み取り式のトイレを設置するとの事です。埋立法面の処理は芝貼施工を行います。申請地への進入路の位置は9ページの上側、既設の進入路を使用します。幅員は3.5mです。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界につきましては畦畔等で確認できています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第141号番号144に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号145について事務局の説明を求めます。

局長 議案第141号番号145について議案書をもとに説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は4,030㎡です。位置図は10ページ、公図は11ページ、土地利用図は12ページから15ページまでをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約0.9kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。転用目的は、宅地分譲14区画です。申請の理由は、周辺は閑静な住宅地で交通の便も良いことから需要が見込まれるため、宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、長年、農業経営を行っておらず、農地を荒廃させていた譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、都市計画法による開発許可と同時施行となります。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は市道西ノ浜雀田線と JR 小野田線に囲まれた農地となっていました。宅地分譲の申請で 14 区画と公園が計画されています。区画内の開発道路の幅員は 6m で計画されています。雨水処理に関しては 300×300 の U 型側溝で既設水路に排水します。汚水に関しては公共下水にて処理します。埋立法面の処理は市道と JR 小野田線側はコンクリート張りでそれ以外は種子吹付施工となっています。申請地への進入路は 12 ページのとおりで幅員は 6m となります。境界については既設構造物、畦畔等で確認できております。以上で報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第 141 号番号 145 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 146 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 141 号番号 146 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 6 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 829 m²です。位置図は 16 ページ、公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページ及び 19 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から西へ約 1.3 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

申請の理由は、太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を行いたい譲受人の要望に、長年、農業経営を行っておらず、農地を荒廃させていた譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

10 番 現地の報告をさせていただきます。位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は北側と南側が道路で、西側が宅地と休耕田で、東側が宅地となっています。申請地の状況は休耕田でした。雨水処理に関しては南側道路側溝と北側道路側溝に排水します。埋立法面の処理は土羽です。申請地への進入路の位置は、図面北側で幅員は 2m です。周辺農地への取水、排水および進入路の影響

はありません。境界については既設構造物で確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第 141 号番号 146 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第 142 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 142 号番号 33 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 20 ページをご覧ください。先に議案書の訂正をお願いします。表中、現況を「非農地証明」と記載していますが、正しくは「山林」でございます。訂正してお詫び申し上げます。申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 1,996 m²です。位置図は 21 ページ、公図は 22 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約 1.6 k m、農用地外にあります。

本件は、約 30 年間、耕作せずに放置していたため、一部が山林と化し、他の一部は道路の法面となって街路樹が生えており、現在に至っております。すでに農地とは認められず、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

10 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。申請地は 30 年ほど前から耕作をされていないとの事です。周辺の状況は北側と東側が山林で、南側が道路、西側は宅地となっています。申請地の状況は 2467-4 が生活道路の法面として、街路樹が植えてあり、その他は山林です。以上の事から農地性はないと思われます。報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第 142 号番号 33 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に報告第 64 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 4 件です。

報告第 64 号番号 18 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 26 ページをご覧ください。貸付人・借受人及び土地の表示等は議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 971 m²の内 232.4 m²です。

位置図は 27 ページ、公図は 28 ページ、土地利用図等は 29 ページをご覧ください。

申出地は、市役所から北東へ約 0.5 k m、農用地外にあります。

本件は、公共事業「日の出公園・市道・下水道整備工事」の道路改良工事に伴う施工ヤード設置に係る届出です。

事業終了後、原状回復されます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置等につきましては事務局の説明のとおりですので省略いたします。周辺の状況は JR 山陽本線の小野田駅の南側で、住宅の密集する地区の一角の農地です。申請地の状況は水田として耕作され管理されている農地となります。雨水処理に関しては既設水路に排水します。埋立法面の処理は盛高は 30 cm で法面処理は崩壊及び土砂の流出が起らない方法での管理となっています。境界に関しては測量杭と畦畔等の既設構造物で確認しております。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 報告第 64 号番号 18 の審議を終わります。

次に番号 19 から番号 21 までは関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案書 26 ページをご覧ください。

番号 19 から番号 21 までは、いずれも認定電気通信事業者が行う無線基地局の設置に伴う農地転用のための権利の移動の届出です。貸付人・借受人及び土地の表示、並びに地目、面積及び農地区分は議案書記載のとおりです。

位置図は 30 ページ、34 ページ及び 38 ページ、公図は 31 ページ、35 ページ及び 39 ページ、土地利用図等は 32 ページ及び 33 ページ、36 ページ及び 37 ページ並びに 40 ページ及び 41 ページをご覧ください。

申出地は、総合事務所から北東へ約 5.0 k m、森広、靱ノ木及び高ノ巣の集落の農用地内にあります。

本件は、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号に該当し、農地法第 5 条第 1 項の許可の例外となっております。

議長 報告第 64 号番号 19 から番号 21 までの審議を終わります。

次に報告第 65 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 143 及び番号 144 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。

議長 それでは報告第 65 号の審議を終わります。
次に、議案第 143 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 143 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 26 及び整理番号 27 の 2 件となり、4 筆、5,041 ㎡です。

議長 それでは採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 143 号は原案どおり決定することとします。
次に報告第 66 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 議案書 45 ページをご覧ください。
平成 30 年 3 月に策定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針の第 2「具体的な目標と推進方法」の 1「遊休農地の発生防止・解消について」、(2)のウ「非農地判断について」において、「利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された遊休農地については、農業委員会において速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。」とされており、今後、農地等の利用の最適化を推進する上で、段階的に非農地判定を行うこととします。
具体的には、対象となる筆数が全体で 2,875 筆、面積が 227 ヘクタール、所有者数が 1,182 人となります。これらの B 分類の遊休農地について、11 月中を目途に、段階的に非農地判定を行うということです。
この度は、番号 1 及び番号 2 の非農地判定を行うこととし、農地所有者に対して本日配付しております非農地通知書を送付します。
また、山口地方法務局宇部支局に対しても非農地判定を行った旨の通知を行い、非農地証明を行うリストなどの参考資料を提供します。
さらに、非農地通知書を受け取った農地所有者は、当該法務局に対して地目変更の登記申請を行うことができます。地目変更の登記申請に対する登録免許税は非課税となっております。この地目変更は義務ではなく、あくまでも要請であります。
なお、非農地判定を行うとその農地は農地台帳から削除することとなります。農地性のない農地を非農地化することですので、事務局において通知書を発行することが主な業務となり、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動に影響が及ぶものではありません。
ただ、非農地判定を受けた農地の所有者から農業委員等に対して問い

合わせなどがあつたときは、お手数をお掛けしますが、農業委員会事務局の方へ連絡するようお伝えいただくと幸甚に存じます。

今、事務局から非農地通知に関する説明がありました。

このことは、農業委員会で策定した指針に定めていますので、農地利用最適化推進の業務として実施するものですが、実際には、農地利用状況調査でB分類となった遊休農地を農地台帳から削除するための手続きを事務局が行うということです。

この件に関してお尋ねになりたいことがあれば、後刻、個別に事務局にお問い合わせください。

議長 以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、5月7日(木)午前9時から、重永委員、前島委員でお願いします。

第35回総会は、5月12日(火)13時30分からで、会場は保健センター一集団指導室です。

議長 以上をもちまして第34回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時 25分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
1 番委員

議事録署名委員
2 番委員